

平成30年度第2回 米子市国民健康保険運営協議会会議録

1 会議の日時及び場所

日 時 平成31年1月24日（木） 午後1時30分～2時40分
場 所 米子市役所5階・議会第1会議室

2 出席した委員（12名）

小村博美委員、中島猛委員、松井智子委員、足立融委員、細田明秀委員、
藤瀬雅史委員、金田賢司委員、福井徳明委員、野坂英子委員、黒沢洋一委員
足立進委員、林有一委員

3 欠席した委員（3名）

渡部隆夫委員、松本允行委員、山本真次委員

4 会議録署名委員（2名）

足立融委員、福井徳明委員

5 出席した事務局職員

朝妻市民生活部長、渡邊課長、景山主査兼収納係長、池口課長補佐兼保険総務係長、
柴田保険業務係長、永野健康推進室長、林原保険総務係主幹

6 傍聴者

3名（うち報道機関0名）

午後1時30分 開会

●渡邊課長

定刻となりましたので、ただ今から平成30年度第2回米子市国民健康保険運営協議会
を開会いたします。

私は、本日の協議会の進行をさせていただきます、米子市保険課渡邊です。よろしくお
願いします。

はじめに、本日の会議の定足数について、ご報告いたします。

本日は、保険医又は保険薬剤師代表の渡部委員、被用者保険等保険者代表の山本委員、
公益代表の松本委員の合計3名の方から、ご都合により、欠席する旨の報告がございました。

したがいまして、委員総数15名中12名の出席でございます。

米子市国民健康保険条例施行規則第4条に定める会議の定足数に達しておりますので、
本会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、開会にあたり、会長よりご挨拶をいただきます。
黒沢会長お願いいたします。

●黒沢会長

委員の皆様方には、公私ともご多用中のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、平成30年度の決算見込みと平成31年度保険料率の検討について、事務局の説明を受け協議していただく予定としております。本市の平成31年度の保険料について一定の方向を示す必要がございます。

皆様の積極的なご意見をいただきますようお願いするとともに、スムーズな進行へのご協力をお願い申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきます。

●渡邊課長

ありがとうございました。続きまして、米子市副市長がご挨拶を申し上げます。伊澤副市長お願いいたします。

●伊澤副市長

平成30年度第2回米子市国民健康保険運営協議会に、ご多忙中にもかかわらず、ご出席いただき誠にありがとうございます。

委員の皆様方には、日頃より、それぞれの立場から本市の国民健康保険事業の円滑な運営に格別のご尽力、ご支援をいただき心から御礼申し上げます。

さて、本日の会議では、報告事項を1項目、協議事項1項目を議題とさせていただいております。

報告事項ですが、平成30年度米子市国民健康保険特別会計の決算見込みについてです。米子市国民健康保険特別会計ですが、平成28年度は約2億8600万円の単年度黒字、平成29年度は約2億7900万円の単年度黒字となり、平成29年度に懸案であった累積赤字は解消となりました。今年度も、まだ未確定の部分もありますが、現在のところ8000千万円弱の黒字を見込んでおります。その詳細について説明させていただきます。

次に、協議事項ですが、本市の平成31年度の保険料率、賦課方式についてです。平成30年4月から新たな国民健康保険制度が始まっていますが、先日、鳥取県より平成31年度の納付金額が示されたところです。この示された数値を基にして本市の平成31年度の保険料率を決定することとなりますので、まず、示された数値について説明させていただき、その後協議していただきたいと考えております。

あわせて、前回の協議会でお話しさせていただきました賦課方式についても協議をお願いします。

保険料率は、被保険者にとり最大の関心事です。被保険者の皆様の負担を考慮しつつ、健康を維持・増進し米子市国民健康保険の健全で安定的な運営を図れる料率を、と考えておりますので、活発なご議論をお願いいたします。

簡単ではございますが、開会のごあいさつとさせていただきます。

●渡邊課長

ありがとうございました。伊澤副市長は次の日程がございますので、ここで退席させていただきます。

それでは、事務局の職員を紹介させていただきます。

朝妻 市民生活部長です。

景山 主査兼収納係長です。

柴田 保険業務係長です。

永野 健康推進室長です。

池口 課長補佐兼保険総務係長です。

林原 保険総務係主幹です。

私 保険課長の渡邊です。

●渡邊課長

それでは、米子市国民健康保険条例施行規則第3条により、会長が議長になることとなっておりますので、以後の議事進行につきましては、黒沢会長にお願いいたします。

●黒沢会長

それでは、日程4の「会議録署名委員の指名」についてですが、「米子市国民健康保険条例施行規則第8条第2項」の規定により、会議録には議長及び出席委員のうち議長が指名する委員2名が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。足立融委員と福井委員にお願いします。

では、日程5の「協議・報告」に入りたいと思います。(1)の国民健康保険の事業状況について事務局から説明して下さい。

●池口課長補佐

レジュメの方及び事前に送付いたしております説明資料の方を使って説明をさせていただきます。

まず資料ですが、資料1については国民健康保険事業総括、資料2については国民健康保険料収納状況、資料3については平成30年度国民健康保険事業特別会計決算見込を記載させていただいております。資料4については資料3の決算見込みについて詳しく記載させていただいております。資料5以降については平成31年度の保険料率等の資料になります。

それでは、国民健康保険の事業状況について(平成30年度決算見込み)についてですが、お手元の説明資料3から4ページをご覧いただきたいと思います。

保険給付について、平成30年度の保険給付費総額として約99億8000万円と見込んでおり、前年度と比較して約1億7000万円減少となります。これは平成30年11月までの状況とそれ以降のものを加味して作成しております。まだ未確定な部分もありますが、今のところ約1億7000万円の減と見ております。

保険給付費は、平成28年度に診療報酬改定、高額薬剤の薬価見直しにより約5億40

00万円の減少、平成29年度は約6200万円の微増、今年度は被保険者数の減少等の理由により減少と見込んでおります。

次に保険料収入について、資料2をご覧ください。平成30年度の保険料収入は、約27億2000万円を見込んでおり、平成29年度と比較して約1億円の減少を見込んでいます。主な要因は被保険者数の減少によるものです。

次に収納率について、資料2をご覧ください。平成30年度の現年度分収納率は92.13%と前年度から0.53ポイントの上昇を見込んでいます。平成28年度に徴収アドバイザーの雇用や、徴収体制の強化を図ったことが実を結んでいると考えられます。

決算見込みについて資料3をご覧ください。平成30年度国民健康保険事業特別会計の決算は、歳入147億2068万9千円に対し、歳出146億3927万2千円で、差引8141万7千円の歳入超過を見込んでいます。黒字の主な要因としては、保険給付費が抑制できたこと、収納率の向上等があげられます。

今後の取り組みについてですが、収納対策について、平成30年度は現年度分収納率93.0%を目標としていますが、92.13%を見込んでいます。目標には届かない見込みですが、前年度比で0.53ポイント上昇しています。これは、平成28年度から組織を再編して徴収担当職員を2名増加したこと、徴収アドバイザーを雇用したこと、また、徴収に特化した体制とするため保険業務係に一部の業務を移したこと、徴収方法を多様化し、コンビニ納付、クレジット納付を開始し、口座加入促進と併せ納付しやすい環境づくりに取り組んできましたが、効果を発揮したものと考えています。平成28年度からの体制強化により、3年間で3.11ポイントの上昇となります。

保健事業の推進・医療費の適正化についてですが、保健事業として実施している「糖尿病性腎症等重症化予防事業」、「受診行動適正化指導事業」についても引き続き実施し、「糖尿病性腎症等重症化予防事業」は27人、「受診行動適正化指導事業」は11人を対象に事業を実施しているところです。

ジェネリック医薬品につきましては、勸奨通知を発送しており、一定の効果が上がっています。米子市国保での後発品普及率は60.0%を超え、順調に増加している状況です。

第三者求償については、平成28年3月に一般社団法人日本損害保険協会と覚書を締結しました。覚書の締結により、求償事務のさらなる強化に努めます。

最後にまとめとして、国民健康保険加入者の減少は著しく、今後も保険料調定額の減少に留意する必要があると考えています。

保険給付費については、平成28年度には薬価の改定もあり大幅な減少となり、平成29年度は微増、平成30年度は被保険者数の減少等により減少の見込みです。平成27年度に保険料率を改定して以降、保健事業の充実による医療費の抑制、体制強化による収納率の向上により、平成27年度に約4億700万円あった累積赤字が平成29年度をもって解消できました。

新制度となり、平成30年度は初めての決算となります。黒字決算と見込んでおりますが、今後も保険料収納率の向上による歳入確保、保健事業の推進、医療費の適正化による医療費の抑制により、財政の安定化に努めたいと考えています。説明は以上です。

●黒沢会長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん方から何かご意見、ご質問がございましたら、お願いします。

●林委員

保健事業の受診行動適正化指導事業の中で11名の方が対象とされているということですが、どのような内容で実施されていて、効果があったのかどうか教えていただきたいです。

●渡邊課長

受診行動適正化指導事業は3つ柱があり、重複多受診、頻回受診、重複服薬、この3点でそれぞれ基準を設け、レセプトデータを基に対象者を抽出して該当となった方に連絡を取り、外部委託により保健指導を実施しているところです。

●永野室長

効果につきましては、委託事業所からの行動変容率は平成29年度88.9%の実績があります。委託事業者の訪問指導は保健師などの有資格者でしていただいております。指導パンフレットは委託業者が準備していただいているので、どのような物を使用しているかは確認していません。

●黒沢会長

先ほどの質問に関連して、具体的な費用がどれくらい減少したかは確認しておられないですか。指導前と指導後でどれくらい変化したかということはまだ集計しておられないですか。

●永野室長

集計中ではありますが、1人あたり4,200円くらいです。

●黒沢会長

年間50,000円くらい削減ということですね。

●中島委員

収納率が上がったということでその要因が徴収担当職員を2名増加して3年間で3.11ポイント上昇したとのことでしたが、徴収担当職員を2名から3名に増員ということは考えておられますか。

●渡邊課長

人数を増やしたことも効果となっていますが、現状の人数での維持を考えています。

●黒沢会長

今年は状況として、8000万円くらいの黒字ということですね。来年度、赤字になるということは想定してないですよ。後の保険料に関係してくるので・・・

●渡邊課長

今考えることは、平成31年度の収支が赤字にならないよう保険料を検討することです。保険給付費は自然増ということもあり1.5%倍伸びる見込みもあるので、それ以降については運営協議会の場でご協議いただき、保険料と給付の関係を考えたいと思います。

●藤瀬委員

本年度、単年度では赤字ですよ。

●渡邊課長

8000万円の黒字になりますので、単年度では赤字になります。

●藤瀬委員

赤字になりますよね。来年繰越があって黒字になっているだけなので今と同じ料率、収入であれば赤字ですね。

●渡邊課長

今年度2億近く繰越があって、8000万円しかもっていけないのは、前年度以前の療養給付費負担金の返還にほとんどあてています。来年度は県と国のやり取りになるので、米子市には納付金という形で反映されるため、直接の返還はなくなるので8000万円はそのまま繰越金となります。

●藤瀬委員

では、手持ちで8000万円の貯金があるということですね。

●渡邊課長

はい、そうです。

●渡邊課長

2億は元々昨年までに返還していれば、繰越はなかったです。平成30年度の2億円は返還のための繰越金で、単純に今年度の繰越金は返還がなくなるので、8000万円黒字になるということです。

●藤瀬委員

8000万円の黒字ということですけど、単年度1億1000万円赤字ということではないのですか。

●渡邊課長

1億1000万円赤字のうち2億円返還したのでそれだけの赤字になっているということです。

●藤瀬委員

単年度9000万円の黒字という考えでいいのですね。

●渡邊課長

はい、そうです。

●黒沢会長

単年度は黒字ということで間違いないですね。

次に「(2)平成31年度保険料率の検討について」事務局から説明してください。

●池口課長補佐

保険料率の説明をさせていただきます。資料5をご覧ください。今年の1月上旬に鳥取県が米子市に示した数値を載せています。国保事業費納付金等の算定に係る試算状況について(平成31年度確定計数)ですが、被保険者数28,771人、医療費係数1.0196、納付金額38億8394万3398円、標準保険料率の算定に必要な保険料総額34億8091万3725円、1人あたり保険料額121,200円ということになっております。もうひとつの表が、市町村標準保険料率になっておりますが、資産割を除いた三方式で示されております。

2つの表の中で上の表の標準保険料率の算定に必要な保険料総額を基に保険料率を検討することになります。この額に対する考え方としまして、表の中ほどにある標準保険料率の算定に必要な保険料総額は、保険基盤安定の保険料軽減分と一般会計からの法定外繰入、基金繰入、前年度繰越金を反映させる前の額になります。

またこの額は、過去3年間の平均の収納率で割戻しております。具体的な説明は資料6をご覧ください。標準保険料率の算定に必要な保険料総額4億8091万3725円を過去3年間の平均収納率90.06%で割り戻し、5億276万4,517円を差し引いております。この5億8276万4517円は県から示された基盤安定繰入金額の額となります。この基盤安定繰入金を差し引いた額から1億2000万円を差し引いて、24億3214万6383円となります。この1億2000万円は、県が示した歳入見込額に上乗せして見込める繰入金の保険者支援分、特別調整交付金の増額分の額となります。この24億3214万6383円を収納できる料率に設定する必要があります。

この保険料率をどうするかについてですが、資料7をご覧ください。平成30年度の保険料率で据え置いた場合の平成31年度の収納見込み額を計算したものとなります。平成30年度当初の調定額に被保険者数の増減を考慮した26億3914万7409円に平成29年度の収納率91.51%から毎年0.5ポイントずつ2年間で1ポイント上昇すると見込んで、さらに退職区分からの移行を加味した92.6%をかけて24億4385万500円を収納できる見込みとなると考えております。表の中ほどに不等式を載せてお

りますが、平成31年度に集める額24億3214万6383円を収納見込み額が上回っているということになります。参考として平成29年度収納額と平成30年度収納見込み額を掲載させていただいております。いずれも24億3214万6383円を上回っておりますので、現在の保険料率を見直すことなく平成31年度は県から示された納付金を納付できる見込みであります。平成31年度は保険料率の改定はしない方向で考えております。

●藤瀬委員

平成31年度の調定額の中に滞納繰越分は計算されていないのはなぜですか。

●池口課長補佐

滞納繰越分は7ページにありますように、納付金額と標準保険料率の算定に必要な保険料総額の差引の中で過年度保険料率は加味されています。

●藤瀬委員

考えなくてよいということですか。

●池口課長補佐

そうですね。

●藤瀬委員

滞納繰越分は入ってこないのですか。

●渡邊課長

滞納繰越分は滞納繰越分として金額を出していて、今考えるのは現年としてどれだけ収入するべきかを考えるための計算式で、滞納繰越分はすでに入ってくるものとして計算しております。

●藤瀬委員

わかりました。

●黒沢会長

では引き続きお願いします。

●池口課長補佐

次に資料8をご覧ください。これは平成29年度の運営協議会で資産割の廃止について、議論いただきました際の資料及び廃止とした場合の現在の保険料率と検討保険料率で試算した結果であります。

3の全国の賦課方式で平成29年度までの実績を記載しておりますが、前回の協議会で説明したとおり平成30年度では、3方式が4方式を上回っている状況であります。

4の鳥取県内市町村の賦課方式については19市町村の内、鳥取市、境港市が平成30年度より3方式にされ、17市町村が4方式のままとなっています。平成31年度に1町が3方式に向けて検討中と聞いております。

5の平成30年度当初調定での賦課内訳は、現在の保険料率を変更しない場合、5の賦課内訳に記載しています資産割額の合計の2億4108万7千円を所得割及び応益割で賄う必要があります。

次ページの(5)参考例として補うパターンを記載しています。(5)で参考例とのケースを記載しておりますが、米子市としては②が応益割・応能割のバランスがとれるものと判断し、実際にケース②の保険料率で1月の世帯賦課状況で試算し、現在の保険料率との比較をしたものが12ページの表になります。

19,675世帯の内、13,020世帯が増額となる世帯で、割合として66.2%となります。6,655世帯が減額となる世帯で、割合として33.8%となります。1100円から5000円までの増額となる世帯が7,601世帯あり、もっとも多く約39%を占めています。

もっとも保険料が増える世帯の金額は、65,100円で、最も保険料が減る世帯の金額は639,900円となります。

資料のように賦課方式を4方式から3方式へ変更した場合、半数以上の世帯が増額となることとなります。説明は以上となります。

●黒沢会長

保険料率は今のままで、資産割については廃止しないといけないということで、3方式のうちどの方式がよいかという検討でよろしいですか。

●渡邊課長

資産割については廃止に向かわないといけない認識でいます。ただ、来年度の賦課総額は今年度並みで足りるということですので保険料率は据置きが適当だと思います。ですが、平成31年度は据置きとした場合、資産割については、いつ頃から変えるかをご協議していただきたいと思います。

●黒沢会長

資産割を変更すると、保険料自体が変わるが、今変えなくてもいいのではないかといいことですね。来年度変更する必要はないのではないかといいことですね。ただ、他の市町村については資産割について廃止しているところもあるので米子市はいつ廃止するかという問題ですね。そのときには、保険料率が変わるといいことですね。

●藤瀬委員

4方式が3方式に変わるのが大前提だと思うのですが、よく変わらないといけない説明されるのですが、決定なのですか。平成30年度に鳥取市と境港市が変更になっていて、1町が検討中ということですが、まだ過半数になっていないですね。他はいつ頃される

予定なのか。また全国規模でもまだ4方式のほうが多いですね。

●渡邊課長

全国では平成30年度で具体的な数字はないですが、3方式のほうが上回りました。

●藤瀬委員

3方式にしないといけないような課題で資産割が入っているのは、不都合なことがあるのでしょうか？

64万円減る方がおられるのですが、この方は大きな土地を持っていて、収入はあまりないという方ですね。このような方は、資産割をなくすとかなり激変だと思いますので、その辺も話し合わなくてはいけないと思います。

●渡邊課長

考え方の一つとしては、激変になってしまうので段階的に例えば3年かけてやるというのも一つの考えだと思います。国民健康保険料は基礎部分、後期高齢者支援部分、介護納付金部分の3つに分かれています。例えば、介護納付金部分だけ3方式に変えるということも可能です。

●藤瀬委員

そういうことも出来るのですね。

●渡邊課長

出来ますし、やっておられるところもあります。段階的な移行の仕方としてはそのような手法も考えられます。

●足立融委員

県はいつまでにとっているのですか。

●渡邊課長

いつまでにということは言っていないです。

●池口課長補佐

県とこれから県内統一の保険料率に向けて協議をしていくこととなりますが、それに向けて資産割を廃止していかなければなりません。まだいつ頃というのは決まっていないのでこれからの協議となります。

●松井委員

差額分布図で10万円がプラスになる方が49人になっているのですが、これはどのような方ですか？

●池口課長補佐

49人というのは5万円から10万円の範囲の方で最高額は65,100円です。

●松井委員

急に10万円増える世帯は厳しいですよ。どのような方ですか？資産がある方は60万円の減額ですよ。資産がない方ですか。

●池口課長補佐

金額が上がる方は資産がなくて所得がある方です。

●藤瀬委員

所得がほどほどあり今までそれなりの賦課があったが、改定により賦課率が前より上がるので、所得は変わらないが保険料だけが上がるということです。その方は大変だと思いますよ。

●渡邊課長

4人世帯で所得がある程度ある方が資産の料率に当てはめると限度額を超えるかギリギリになる方が最大の数字になります。すでに限度額を超えておられたら、変わらないですが、それを少し下回る方で改定により限度額を超えてしまう方が65,100円の増額となります。

●藤瀬委員

では、中間層の方が一番負担がかかるということですね。

●渡邊課長

はい、そうです。所得割が増えるということは、ある程度所得のある方に負担が増えるということになります。

●松井委員

方式の変更となった場合、どのように周知する予定ですか。

●渡邊課長

方式の変更となった場合は運営協議会を経て、条例変更となりますので議会にはかり、その後、市報やよなごの国保で周知し、7月に保険料を計算するという流れになります。

●中島委員

賦課総額は変わらないで、プラスマイナス0ということですよ。

●渡邊課長

はい、そうです。総額は変わりません。

●黒沢会長

保険料率を変更するときに方式も一緒にした方がいいのではないのでしょうか。

今回、今の保険料率でうまくいっているので、あえて変更しなくてもいいのではないのでしょうか。何度も変更するよりは、保険料率の改定の際に資産割の廃止もした方がいいのではないかと思います。他の意見はないのでしょうか。

今、変更する理由があまりないので、もう少し変化の少ない方法はないのでしょうか。制度の変更により保険料が上がったということになるのはいかがなものかと思う。

●藤瀬委員

激変するということであれば、今年度、介護納付金だけ変更して反応を見てみるとか、2段階で後期部分と介護部分を先に変更しておいて、その後基礎の部分をやっていくというような方法とかあると思いますが、そういうのは大変なのではないのでしょうか。

●渡邊課長

いえ、ひとつの方法だと思います。

●足立委員

鳥取市や境港市で方式を変えたことによって被保険者から何かあったというようなことは聞いておられないですか。

●渡邊課長

鳥取市は資産割をなくすにあたり、平成30年以前に保険料を上げているのもありますし、基金もあるので取り崩しをすることにより全体的に保険料が下がるように検討されたようです。鳥取市については、その反応についてあまり聞いておりません。

境港市について全体的に保険料を上げる必要があったところでの資産割廃止だったのでかなり反応があるのではないかと考えていたが、あまりなかったと聞いています。

●黒沢会長

1つ目は必要な金額については今の保険料率で維持できるということですね。急遽変更になるというようなことはないですね。

2つ目は資産割をいつ廃止するかとその場合は保険料率に変更となるということですね。

●渡邊課長

試算に使った保険料率がまかなえるということで作った数字です。

●黒沢会長

収納率が0.5%くらい上がっていますが、それはいいですね。

●渡邊課長

賦課総額を維持するということでの比較です。

●足立委員

どこかで保険料率を上げなくてはいけないときに資産割も廃止すると急に保険料が上がってしまうことになりませんか。

●渡邊課長

ありうる話です。

●足立委員

それは厳しいではありませんか。

●黒沢会長

今回4方式から3方式に変更したほうがいいのか意見をきいたほうがいいですかね。

●渡邊課長

4方式で突き進むのも1つの考え方だと思います。

●黒沢会長

今回は保険料率を変更するか、しないかの意見を集約してよいですか。

現在の保険料率で平成31年度はまかなえるという事ですね。もし、保険料率を変更することになった場合はどういう変更をしないといけないかも検討が必要ですね。

みなさんの意見をお伺いします。

●池口課長補佐

平成31年度は平成30年度決算がまだ確定ではないですが、黒字になるということで、現状のままで保険料率の変更は32年度以降に変更したいと考えておりますが、皆さんの意見を伺いたいと思います。

●黒沢会長

米子市の意見としては、平成31年度は現状維持で、平成32年度以降に保険料率の変更をしたいということですね。

では、みなさんに米子市の意見について伺いたいと思います。

●林委員

平成31年度は現状維持だとすると、平成32年度以降に介護、後期など段階的に資産割を廃止することで、変更幅を縮小しながら見直しをしていったほうがよいと思います。

●細田委員

平成31年度はそのまま、段階的にしていった方がいいと思います。

●藤瀬委員

計算式等で段階的にするのにテクニカル問題等に難しくないのですか。

●渡邊課長

はい、大丈夫です。

●黒沢会長

いろいろ意見をいただきましたが、反対意見の方はおられませんか。ありませんでしょうか。平成31年度は現状のままでき、平成32年度以降に出来るだけ変更の幅の少ない方法を検討してもらいたいという意見が多いようですがよろしいでしょうか。異論はありませんか。

●全委員

はい。

●黒沢会長

米子市からの提案に賛同するという意見となりました。ありがとうございました。

●藤瀬委員

応益割の低所得者に対しての法的軽減があると思いますが、国から補助が出るのかそれとも米子市から出るのがどちらからですか？

●池口課長補佐

国のほうから補助もできますし、一部米子市からも出ます。

●藤瀬委員

その割合は何：何ですか。

●渡邊課長

7割、5割、2割軽減した金額に対して国、県から3/4を補助金としてもらい、米子市の1/4をたして、国保特会に歳入として入ってきます。軽減した部分について国保会計としてはいい具合にフォローしてもらっているところです。

●藤瀬委員

所得割を増やすよりも応益割を増やすほうが負担は少なくて済みそうですね。

●渡邊課長

そうですね。全体的な市民の負担が応益割を増やしたほうが少なく済むのですが、資料のグラフの一番多い1, 100円から5, 000円の区分はすでに7割軽減がかかっている世帯が該当します。さらに固定資産税のかかかっていない方がその区分のうちの半分以上を占めていますので、いくら軽減で緩和されても上がるのは上がります。

●藤瀬委員

でも、応益割を増やせば所得割は減りますよね。

●渡邊課長

はい。

●藤瀬委員

応益割が増えれば増えるほど、所得割は減るということ考えていいですね。

●渡邊課長

そうですね。そのパターンを示したのが、11ページの参考例として載せています。①全て所得割で補った場合には基礎部分を0.87%あげないといけないですが、②応益割を6%相当引き上げた場合は0.4%あげれば足りるということになります。あと③応益割8%相当引き上げた場合の3パターンをそれぞれあげています。その中の1つの例として事務局としては②をあげさせてもらっています。

●藤瀬委員

この表はあくまでも1つの所得の例ですよね。

●渡邊課長

はい、そうです。あくまでも1つの例です。

●黒沢会長

そうなる、また収納率が変わってきますよね。

●池口課長補佐

その可能性はあります。

●黒沢会長

収納率が下がったということになってもしいけないので、綿密に考えないといけないですね。資産割については時間をかけて検討しなくてはならないですね。

それでは、平成31年度の保険料について米子市国民健康保険運営協議会として見直しは行わず、平成32年度以降に資産割等の検討をしていくということとさせていただきたいと思います。

それでは「(3) その他として」事務局から説明をお願いします。

●池口課長補佐

3ページをご覧ください。

平成31年度の国保料に係る国基準の改正について記載しています。基準改正については2点の改正があります。

1点目は、国保料賦課限度額の改正についてです。前回の協議会の中で限度額が4万増の見込であると説明していましたが、医療分の賦課限度額が58万円から61万円に、後期高齢支援分、介護納付金分については据え置きであり、トータルで3万円の増額となります。

2点目は、国保料の軽減判定所得基準の変更です。2割軽減の判定所得で記載しているとおおり50万円から51万円に変更になり、5割軽減の判定所得で記載しているとおおり27.5万円から28万円に変更になります。7割軽減につきましては変更ありません。本市におきましても国の基準改正に従い、平成31年度より変更することになっています。

●黒沢会長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん方から何かご意見、ご質問がございましたら、お願いします。

最後に、日程6の「その他」に入ります。事務局から何かありますか。

●渡邊課長

本日は、平成31年度の保険料率等ご協議いただき、ありがとうございました。

委員の皆様の任期は平成31年2月28日までとなっておりますので、本日の協議会が任期中の最後となります。

次におきましても、また、委員のご推薦等のお願い等をさせていただくこととなりますが、引き続き協議会の運営にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、次回からの運営協会の委員の任期は3年になります。

それでは、最後に、部長より皆さま方にひとことお礼を申し上げます。

●朝妻部長

本日は活発なご意見ありがとうございました。先ほどいただいたご意見は市長に報告させていただき、次年度の保険料率、平成32年度以降の制度の見直しに向かっていきたいと思っております。委員の皆さまには2月末を持って任期満了ということで、大変お世話になりました。この間、大きな改革として枠組みを変えた新制度が平成30年度よりスタートしました。スタート前からいろいろな角度からご協議いただき、スムーズに移行できたことを心よりお礼申し上げます。

また、懸案の課題であった徴収率の向上、国保財政の健全化につきましてもだいぶん目処がたってきました。これも皆さまの尽力のおかげだと思っております。今後も、国保の円滑な事業運営、財政の健全化に力を尽くしてまいりたいと思っております。委員の皆さまのご尽力、ご協力を引き続き賜りますようお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

●黒沢会長

これもちまして平成30年度第2回米子市国民健康保険運営協を閉会いたします。
どうもありがとうございました。

●渡邊課長

委員の皆さま、ありがとうございました。本日の全ての日程を終了いたしました。
皆様、お疲れ様でございました。

午後2時40分閉会